

## 東京都指導農業士認定要領

制定	平成28年8月15日	28産労農振第957号
改正	平成29年3月31日	28産労農振第2293号
改正	令和元年6月26日	31産労農振第707号
改正	令和2年5月21日	2産労農振第367号
改正	令和3年7月2日	3産労農振第877号
改正	令和4年6月30日	4産労農振第758号
改正	令和5年6月26日	5産労農振第969号

### 第1 趣旨

この要領は、東京都指導農業士認定要綱（平成28年8月22日付28産労農振第955号。以下「要綱」と言う。）第8の規定に基づき東京都指導農業士の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 認定（更新）手続

- 東京都指導農業士の認定を受けようとする者及び更新申請をしようとする者は、別に東京都が通知する事前相談の手続きを行った後、次の書類を、申請者が住所を有する区市町村農業委員長（農業委員会がない区市町村にあっては区市町村長、以下同じ。）に提出するものとする。
  - 東京都指導農業士認定（更新）申請書（様式第1号）
  - 身上調書（様式第2号-1）
  - 経営調書（様式第2号-2）
- 農業改良普及センター所長及び島しょ農林水産総合センター島しょ農業振興担当課長は、被推薦者の同意のもと、担い手育成等において指導実績のある農業者を、被推薦者が住所を有する区市町村農業委員長に推薦することができるものとし、次の書類を当該区市町村農業委員長に提出するものとする。
  - 東京都指導農業士認定推薦書（様式第7号）
  - 身上調書（様式第2号-1）
  - 経営調書（様式第2号-2）
- 区市町村農業委員長は、1により提出のあった申請及び2により提出のあった推薦について、認定要件を満たすと認める者について、推薦書（様式第3号）を添付し、区部及び多摩地域にあっては産業労働局農林水産部長、島しょ地域にあっては各支庁長に提出するものとする。ただし、農業委員長自らが申請する場合は、職務代理名で提出するものとする。
- 各支庁長は、提出された申請書を取りまとめの上、産業労働局農林水産部長に提出するものとする。

### 第3 認定基準

要綱第4の認定基準は次のとおりとし、全ての項目を満たす者を認定する。

- 東京都在住であり、東京都内の農地において自ら農業に従事していること。
- 農業技術、経営管理能力に優れた経営者であること、又は経営に積極的に参画し、責任を分担していると認められること。
- 認定農業者、又は、農業基本構想を定めていない区市町村においては、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化又は農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に取り組んでいる農業者であること。
- 年間の農業所得がおおむね300万円以上あり、効率的かつ安定した農業経営が行われていること。
- 東京農業の担い手の育成に理解と熱意があり、積極的な指導ができること。
- 後継者や新規就農等担い手育成のためのセミナー・講座等における研修、農業体験研修、農業技術

研修等の受入れが可能であること。

- 7 女性農業者や青年農業者が活躍できる環境整備を自ら実践していること、又はその環境整備に深い理解を示していること。
- 8 認定する年度末の年齢が85歳未満であること。

#### 第4 認定の期間、更新及び認定証等

- 1 認定証の様式は、様式第4号のとおりとする。
- 2 東京都指導農業者の認定の期間は10年とする。ただし、年度末の年齢が85歳に達する場合は年数にかかわらず当該年度末で認定を終了する。
- 3 東京都指導農業者の認定の更新を希望する者は、更新申請を行うことができる。

#### 第5 申請事項の変更

東京都指導農業者に認定後、認定申請時に提出した調書のうち、氏名、住所、電話番号等の連絡先等に変更等が生じた際には、様式第5号により届け出るものとする。また、氏名、住所等の連絡先以外に変更等が生じた場合や追記する事項がある場合には、様式5号により届け出ることができるものとする。

#### 第6 認定の辞退及び取消し

- 1 要綱第6に定める認定の辞退及び取消しは、以下の手続によるものとする。
  - (1) 辞退を希望する東京都指導農業者は、東京都指導農業者辞退届（様式第6号）を管轄の区市町村農業委員会長に提出する。
  - (2) 前項に定める辞退届を受理した区市町村農業委員会長は、区部及び多摩地域にあつては産業労働局農林水産部長、島しょ地域にあつては各支庁長に提出するものとする。
  - (3) 各支庁長は、提出された辞退届を産業労働局農林水産部長に提出するものとする。
  - (4) 知事は、辞退届の受理をもって承認する。
- 2 農業経営を止めた東京都指導農業者が辞退届を提出することが困難な場合等は、知事と管轄の区市町村農業委員会長と協議の上、認定を辞退したものとして取り扱う。
- 3 知事は、東京都指導農業者が次に定める認定取消要件に該当する場合には、推薦者である農業委員会長及び東京都指導農業者認定審査会の意見を聴いた上で認定を取り消すことができる。
  - (1) 農業経営を止めた場合等で、特段の理由なく辞退届が提出されない場合
  - (2) その他指導農業者としてふさわしくない行為があつた場合

#### 第7 個人情報の取り扱いについて

- 1 東京都は、この要領及び要領に基づく通知等による手続にて得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報保護条例等に基づき適正に管理し、東京都指導農業者の認定に利用する。
- 2 認定された東京都指導農業者の個人情報については、東京都指導農業者制度の運営並びに東京都及び公益財団法人東京都農林水産振興財団が実施する農業の担い手に関する業務及び東京都の農業施策の企画立案のために利用する。また、このために必要な限度内で、別表1の1の欄の情報を別表1の2の欄の関係機関に提供する。
- 3 認定された東京都指導農業者については、様式第8号により本人の同意があつた場合には、公益財団法人東京都農林水産振興財団や東京都等のホームページにて、別表1の3の範囲内で東京都指導農業者の情報を一般に公表する。

附 則（平成28年8月15日28産労農振第957号）

この要領は、決定の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日28産労農振第2293号）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月26日31産労農振第707号）

この要領は、令和元年6月26日から施行する。

附 則（令和2年5月21日2産労農振第367号）

この要領は、決定の日から施行する。

附 則（令和3年7月2日3産労農振第877号）

この要領は、決定の日から施行する。

附 則（令和4年6月30日4産労農振第758号）

この要領は、決定の日から施行する。

附 則（令和5年6月26日5産労農振第969号）

この要領は、決定の日から施行する。

別表1 東京都指導農業士に係る個人情報について

1 関係機関に提供する情報	東京都指導農業士認定申請書（様式第1号）、身上調書（様式第2号-1）及び経営調書（様式第2号-2）に記載の内容
2 情報を提供する関係機関	公益財団法人東京都農林水産振興財団、一般社団法人東京都農業会議、東京都の関係事業所（農業振興事務所（各農業改良普及センターを含む）、島しょ農林水産総合センター（各事業所を含む）、各支庁）
3 ホームページに公表する東京都指導農業士の情報	氏名、在住区市町村、実施できる研修項目（身上調書の「研修・指導が可能な主な技術、経営の内容等」に記載された「作目・経営技術等」）

様式第1号（第2の1関係）

年 月 日

東京都知事 殿

東京都指導農業士認定（更新）申請書

（住所）

（氏名）

東京都指導農業士の認定（更新）を受けたいので、申請します。

身上調書

氏名		氏名のフリガナ				(写真)		
郵便番号		住所						
電話番号		メールアドレス						
申請時年齢		生年月日	年	月	日		性別	
農業従事年数		従事開始年月	年	月				
認定農業者認定番号		認定農業者初回認定年度			指導農業者番号(更新の場合)			
主たる農地の所在地								
農業に関する組織活動等の経歴  (引退した青年部など、過去の組織活動の経歴も記入してください)	組織名		加入時期(期間)	最高役職	最高役職就任期間	現在の役職等		
農業後継者、新規就農者等の育成活動経歴 (主なものから順に記入してください)	時期	期間	内容					
	年 月							
	年 月							
	年 月							
	年 月							
賞罰			プルダウンで有無を選択					
研修・指導が可能な主な技術、経営の内容等	時期	期間	項目(作目・経営技術等)	具体的な内容等				
家族経営協定締結			プルダウンで有無を選択					
女性・青年が活躍できる環境整備 (実践内容・活動内容・考え方等)								



⑥収支状況

科目	金額(千円)	科目	金額(千円)
<b>農業収入</b>		修繕費	
基幹部門農業収入		動力光熱費	
その他農業収入		作業用衣料費	
		農業共済掛金	
<b>収入計(A)</b>		荷造運賃手数料	
<b>農業支出</b>		土地改良費	
雇人費			
地代・貸借費		雑費	
減価償却費		その他(農業分)	
利子割引料			
租税公課			
種苗費			
素畜費			
肥料費			
飼料費			
農具費		<b>支出計(B)</b>	
農薬衛生費		<b>農業所得 (A)-(B)</b>	
諸材料費			

年 月 日

東京都知事 殿

東京都指導農業士認定推薦書

(所在地)  
(農業委員会名)  
(会長（職務代理）)

下記の者は、東京都指導農業士として適当と認められるので理由を付して推薦します。

記

(被推薦者)

(住 所)

(農業技術、経営管理能力に優れた経営者であると思われる理由、又は経営に積極的に参画し、責任を分担していると思われる理由)

(東京農業の担い手の育成に理解と熱意があり、積極的な指導ができると思われる理由)

(女性農業者や青年農業者が活躍できる環境整備に関して行っていること)



第  
号

認定証

（氏  
名）  
殿

あなたを東京都  
指導農業士として  
認定します

年  
月  
日

東京都知事（氏名）印

年 月 日

東京都知事 殿

東京都指導農業士の申請時に記載した事項等の変更届

(住所)

(氏名)

(認定番号)

東京都指導農業士の申請時に提出した調書等について、下記のとおり変更・追記事項がありますので届け出ます。

記

届出事項 (該当するものに○)	項目	変更後の内容・追記事項
	氏名	
	住所・郵便番号	
	電話番号	
	メールアドレス	

※ 記入内容が多いなどこの欄に記載しにくい場合は、様式2-1, 2-2等に変更・追記事項を記載し、この変更届に添付してください。個人情報公開の同意に変更がある場合は、この届出に同意書を添付してください。

様式第6号（第6の1関係）

年 月 日

東京都知事 殿

東京都指導農業士辞退届

(住所)

(氏名)

(認定番号)

東京都指導農業士を下記の理由により辞退します。

記

(理由)

年 月 日

【 区市町村農業委員会会長  
又は  
区市町村長 】 殿

東京都指導農業士認定推薦書

【 中央（西・南）農業改良普及センター所長  
又は  
島しょ農林水産総合センター振興企画室長 】

下記の者は、担い手育成等に指導実績があることから、東京都指導農業士として適当と認められるため、理由を付して推薦します。

記

（被推薦者）

（住 所）

（農業技術、経営管理能力に優れた経営者であると思われる理由、又は経営に積極的に参画し、責任を分担していると思われる理由）

（東京農業の担い手の育成に理解と熱意があり、積極的な指導ができると思われる理由）

（女性農業者や青年農業者が活躍できる環境整備に関して行っていること）

以下の個人情報の公表について同意頂ける場合は、「東京都指導農業士の個人情報公開の同意」欄にご署名の上ご提出をお願いします。

東京都指導農業士の個人情報の公表について

認定された東京都指導農業士については、ご本人の同意があった場合には、公益財団法人東京都農林水産振興財団、東京都等のホームページにて、次の表の範囲内で東京都指導農業士の情報を一般に公表させていただきます。

表 東京都指導農業士に係る個人情報について

ホームページへの 東京都指導農業士の 情報の公表	氏名、在住区市町村、実施できる研修項目（身上調書の「研修・指導が可能な主な技術、経営の内容等」に記載された「作目・経営技術等」）
--------------------------------	--

記

東京都指導農業士の個人情報公開の同意

東京都知事 殿

東京都指導農業士の個人情報の公開については、「氏名」\*、「在住区市町村」\*、「実施できる研修項目（身上調書の「研修・指導が可能な主な技術、経営の内容等」に記載された「作目・経営技術等」）」\*について、関係するホームページ上での公開について同意します。

(※公表に同意されない内容がある場合は、この枠内の\*の各記述を消去又は各記述に二重線を引いてください)

年 月 日

氏名  
(自署してください)